

令和6年度「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」実施要領

I 趣旨

建設業における墜落・転落災害は、法整備、仮設機材、安全衛生保護具の充実が図られているにもかかわらず、建設業における死亡災害に占める割合は、3割強～4割強で推移しており、近年、下げ止まりの状況にある。

このような状況を打破するためには、労働者の不安全行動をなくすことも重要ではあるが、フェールセーフ思想に基づき、設計段階や計画段階でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去することから設備面での対策、適切な墜落制止用器具（以下「安全帯」という。）の使用等の重層的な対策が必要である。

また、令和6年4月に全面施行された、一側足場の使用範囲の明確化や足場の点検者の指名の義務化等を内容とした改正労働安全衛生法規則のほか、令和5年12月に改正された「手すり先行工法等に関するガイドライン」や令和6年3月に策定された「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置を推進することが必要である。

令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」では、計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して、15%以上減少させることを目標の一つとして掲げている。

災害発生件数が増加する時期（9月・10月）の前に、墜落・転落災害に関する防止対策の実施について改めて周知徹底を図る。

II 名称

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

III 期間

令和6年8月1日から9月10日までの間

IV 主唱

建設業労働災害防止協会

V 墜落・転落災害防止対策

V-1 会員が実施する事項

(1) リスクアセスメントの実施

危険有害要因を根本から除去するために、設計段階や計画段階においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない若しくは高所での作業が少なく

て済む工法や作業方法を採用するなど、危険有害要因を根本から除去する。

(2) 作業床の設置

高さが2 m以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には適切な作業床を設置し、作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設ける。

ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網（安全ネット等）を張り、作業者に安全带を使用させる等、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講ずる。

併せて、改正された「手すり先行工法に関するガイドライン」、新たに策定された「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく措置についても取り組むこととする。

(3) 安全带の使用

高さが2 m以上の箇所で作業床や手すり等の設置が困難なときや、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには安全带を使用させる。その場合、防網を張り、安全带の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知する。

また、高さが5 mを超える箇所で作業を行わせる場合には、フルハーネス型の安全带を使用させる。

フルハーネス型・胴ベルト型いずれの安全带においても構造規格に適合したものとし、使用にあたっては使用前点検を実施する。併せて、フックの掛け替え時には、二丁掛け安全带を使用させる。

(4) 踏み抜き防止措置

スレート屋根等での作業では、歩み板、防網等を設ける。

(5) 足場からの墜落防止措置

足場には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講じる。幅が1メートル以上の箇所における本足場の使用、足場の点検者の指名を徹底する。

また、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用を図る。

(6) はしごや脚立の使用

はしごや脚立は足元が不安定なため、移動式足場、可搬式作業台、高所作業車の使用を検討する。どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合には、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長発 令和3年3月17日付け（基安安発 0317 第2号）「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」を参考に、はしご、脚立を安全に使用すること。

特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策を実施する。

- (7) 作業主任者の選任
高さ5m以上の足場の組立て・解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任し、作業を監視する。
- (8) 特別教育の実施
- ① フルハーネス型安全帯の使用にあたっては、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講する。
 - ② 足場の組立て・解体等の作業に労働者を就かせるときは、「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を受講する。
- (9) 安全衛生教育
労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用といった不安全行動が生じないように、墜落・転落防止のための教育を行う。
- (10) 足場の点検
- ① 足場における作業を行う全ての事業者は、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所の手すりなどの足場用墜落防止設備の取り外しや脱落の有無について必ず点検を行い、異常を認めるときは直ちに補修する。
 - ② 悪天候又は足場の組立等の後の足場の点検で、異常が認められたときは直ちに補修する。
 - ③ 点検については、「足場の組立等作業主任者能力向上教育」や「施工管理者等のための足場点検実務者研修」の修了者等に行わせること。
 - ④ 点検者を指名するとともに、点検を実施した場合には氏名を記録すること。
- (11) スローガンの設定
建設工事従事者の意識向上のため、事業場が取り組みやすいスローガン等を設定する。

V-2 協会が実施する事項

- (1) 教育の実施
- ① 足場の組立て等作業主任者技能講習
 - ② 足場組立等作業主任者能力向上教育
 - ③ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
 - ④ 足場の組立て等の業務特別教育
 - ⑤ 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
 - ⑥ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
 - ⑦ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座
- (2) 技術支援の実施
知識・経験豊富な「安全管理士」が事業場等に伺い、墜落・転落災害防止対策を重点とする現場パトロール、安全相談、講演等を行う。(中小事業場に対しては無料：)

詳細は建災防ホームページを参照)

(3) 広報活動の実施

- ① 足場の点検者の指名、点検者の氏名の記録、一側足場の使用範囲を明確化などの労働安全衛生規則の一部を改正する省令を広報誌等にて周知する。
- ② 広報誌「建設の安全」にキャンペーンの実施と内容等を掲載する。
- ③ 協会ホームページに、本実施要領を掲載し周知徹底を図る。
- ④ キャンペーンリーフレットを作成する。
- ⑤ 新版啓発用ポスター、のぼりを頒布する。